

鎌倉市スポーツ推進審議会条例をここに公布する。

鎌倉市スポーツ推進審議会条例

(趣旨及び設置)

第 1 条 この条例は、スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号。以下「法」という。)第 31 条の規定に基づき、鎌倉市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、法第 35 条に規定するもののほか、教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、及びこれらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (3) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (4) スポーツの指導者の養成に関すること。
- (5) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (6) スポーツの団体の育成に関すること。
- (7) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツに関し学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員

(任期)

第 4 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議を終了したときは、退任するものとする。

(会長等)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が必要に応じて招集する。

(議事)

第 7 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち、出席した者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、この審議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この条例は、昭和 37 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 8 年 2 月 29 日条例 21）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。